

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1051 号（諮問第 1712 号）

件名：病状意見書等の不開示決定に関する件

- 1 開示請求  
平成 30 年 11 月 14 日及び同年 12 月 6 日
- 2 原処分  
平成 30 年 11 月 28 日及び同年 12 月 20 日（不開示決定）  
愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 3 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示とした。
- 3 審査請求  
平成 30 年 12 月 3 日及び同月 27 日  
原処分の取消しを求める。
- 4 諮問  
令和 4 年 11 月 22 日
- 5 答申  
令和 5 年 4 月 25 日
- 6 審査会の結論  
知事が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。
- 7 審査会の判断
  - (1) 判断に当たっての基本的考え方  
愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。  
当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。
  - (2) 本件行政文書について  
別表の 3 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）及び文書 3 は、精神科病院に入院中の者等から、知事に対して退院又は処遇の改善の請求があった場合に、愛知県精神医療審査会（以下「精神医療審査会」という。）において、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し、合議体で審査を行った際の資料である。  
文書 2 及び文書 4 は、精神科病院の管理者が、措置入院者及び医療保護

入院者の症状等を報告するために提出した文書の内容について、精神医療審査会が行った疑義照会に対する病院の管理者からの回答書である。

実施機関は、本件行政文書を条例第7条第2号、第3号イ及び第6号に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「条例第7条第2号、第3号イ、第6号に該当しない。」と主張していることから、本件行政文書が条例第7条第2号、第3号イ及び第6号に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の内容を見分したところ、文書1及び文書3には、退院又は処遇の改善を要求する請求者や入院中の者の住所、氏名、生年月日、性別、入院年月日等、文書2及び文書4には、定期報告の対象となった入院中の者の住所、氏名、生年月日、病名や病状等が記載されていることが認められた。

これらの情報は、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、当審査会において文書1及び文書3の内容を見分したところ、請求者の心情や処遇に対する不満が詳細に記載されていることが認められた。

これらの情報は、通常他者に知られたくない個人の人格的な権利利益に関する情報であることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

そして、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の内容を見分したところ、文書1及び文書3には、退院又は処遇の改善を要求する請求者による入院中の病院に対する苦情及び不満等並びに当該病院の名称、文書2及び文書4には、定期の報告等の疑義照会を受けた病院の名称、所在地及び管理者名並びに当該病院の管理者からの精神医療審査会の意見に対する回答が記載されていることが認められ、これらの情報を公にすれば、当該病院の社会的評価を低下させるおそれがある。

よって、本件行政文書は、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、文書1から文書4までは、いずれも精神医療審査会において合議体での審査を行った際の資料であり、厚生労働省の作成した精神医療審査会運営マニュアル及び愛知県精神医療審査会運営要領において、「合議体における資料については、これを開示しないものとする」とされているとのことである。

当審査会において本件行政文書の内容を見分したところ、前記(2)イ及び(3)イにおいて述べたとおり、入院中の者や病院の管理者等に係る詳細な情報が記載されていることが認められ、これらの資料を開示すれ

ば、入院中の者や病院の管理者等が請求や具体的な事実を提示することを躊躇し、開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるなど、精神医療審査会において入院中の者の病状や処遇に関する状況といった諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難となることから、精神医療審査会が行う審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 審査請求日	2 不開示決定	3 行政文書の名称	4 開示しないこととした根拠規定
平成 30 年 12 月 3 日	平成 30 年 11 月 28 日付け 30 精保第 203-1 号	愛知県精神医療審査会合議体資料（平成 29 年度及び平成 30 年度）のうち次の文書 文書 1 ・退院又は処遇の改善請求に係る資料 文書 2 ・病状意見書（775 件、前回の保留分 775 件）  （精神保健福祉センターに対する開示請求 精神保健医療審査会で配布された文書 H29 年度 H30 年度）	条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ及び第 6 号
平成 30 年 12 月 27 日	平成 30 年 12 月 20 日付け 30 障福第 2101 号	文書 3 ・平成 30 年度 退院又は処遇の改善請求に係る資料 文書 4 ・平成 30 年度 病状意見書  （平成 30 年 11 月 14 日付けで精神保健福祉センターに行政文書開示請求をし、不開示決定された文書と同じもの）	